

令和5年度糖尿病性腎症重症化予防事業に関するQ&A

Q1. いつ、誰に対して、どのように事業を実施するのですか。

A. 令和5年度は、盛岡市国民健康保険加入者のうち、必要が認められた方を対象に、図1のとおり事業を実施する予定です。よりリスクが高い方へ必要な介入を実施できるよう、健診結果等に応じて表1のとおり対象者を階層化し、介入内容を変えています。

なお、当事業は、「糖尿病性腎症」の重症化予防に特化した事業ではなく、糖尿病性腎症に至ることを防ぐため、糖尿病の可能性のある方から対象に含めています。

<図1> 令和5年度糖尿病性腎症重症化予防事業の流れ

年月	第1期対象者	第2期対象者	第3期対象者
令和5年3月	①初回通知発送		
4月	②受診勧奨架電(訪問)		
5月		①初回通知発送	
6月		②受診勧奨架電(訪問)	①初回通知発送
7月	③再勧奨通知発送 ④再勧奨架電(訪問)		②受診勧奨架電(訪問)
8月			
9月		③再勧奨通知発送 ④再勧奨架電(訪問)	
10月			③再勧奨通知発送 ④再勧奨架電(訪問)

※3期制とした主な理由は、対象者を抽出する国保データベースシステムに健診等のデータが反映されるまでには、数か月の遅れがあり、データ反映時期を考慮したうえで、早期に介入しつつ、対象者の取りこぼし防止を図るためです。表1のとおり、②～④は該当者にのみ実施します。

<表1> 令和5年度糖尿病性腎症重症化予防事業における対象者の階層化

介入レベル	介入内容	HbA1c 値	腎機能※	糖尿病薬処方歴	糖尿病網膜症
1	①初回通知のみ	6.4%以下、 65歳以下で 6.5～6.9%	緑		
2	①初回通知・③再勧奨通知	6.5～6.9%	黄		
3	①初回通知・③再勧奨通知・④再勧奨架電(訪問)	7.0～7.9%	橙	あり	あり
4	①初回通知・②受診勧奨架電(訪問) ・③再勧奨通知・④再勧奨架電(訪問)	8.0%以上	赤		

※腎機能は、盛岡市特定健康診査における eGFR 値と尿蛋白定性検査の結果に基づき、CKD 重症度分類を適用して階層化しています。なお、盛岡市の特定健康診査では、尿中微量アルブミンの検査を実施していないため、尿蛋白定性検査で (-) を A1、(±) を A2、(+) を A3 と読み換えています。

HbA1c、腎機能、処方、網膜症の項目において、より介入レベルが高い方に準じて介入を行います。

Q 2. 「通知②『受診のお勧め』」とは何ですか。

A. スムーズな受診につなげるための市から医療機関への連絡と、医療機関から市への受診報告を一体化させた様式です。対象者が令和 4 年度の盛岡市特定健康診査を受診していた場合は、市がその結果を記載したうえで、対象者に送付します。

対象者へは、医療機関受診時に、返信用封筒とともに医療機関に提出するよう依頼しています。対象者が通知②「受診のお勧め」を持参して受診した場合は、診察後、様式下部の医療機関記入欄（太枠で表示）に必要な事項を記載のうえ、対象者が持参した返信用封筒にて返送をお願いいたします。

なお、発送時期は、令和 5 年 3 月下旬、5 月下旬、6 月下旬、7 月中旬、9 月中旬、10 月中旬の計 6 回を予定しております。

Q 3. 当該事業の協力医療機関ではない場合も、患者さんが来院する可能性がありますか。

A. はい。県医師会作成の糖尿病性腎症重症化予防対策に係る協力医療機関一覧を送付しておりますが、対象者に対し受診先の指定は行っておりません。そのため、市内の医療機関であれば、対象者が通知②を持参して受診される可能性があります。対象者が受診された場合は、御高診くださいますようお願いいたします。

Q 4. 受診勧奨対象者が受診した場合、指定の検査項目がありますか。

A. ありません。先生の御判断で、保険診療にて検査の実施をお願いいたします。

Q 5. 受診勧奨対象者が受診した場合の、診察料、検査料の請求先はどこですか。

A. 保険診療で御高診いただけますようお願いいたします。現在、対象者に対する治療費の助成等は実施しておりません。

Q 6. 今年度、保健指導は実施しないのですか。

A. 現在体制を検討中です。これまでの取り組みを振り返り、受診勧奨を重点的に実施する必要があるとの結論に達したため、今後は、受診勧奨に特に注力する予定です。保健指導は、医療機関での治療・指導が終了した者で希望する者に対し補助的に実施することを検討しております。

Q 7. 当事業に関わる前に、医療機関が市へ提出しなければならない同意書がありますか。

また、この事業対象者を診察することで、市から医療機関へのインセンティブはありますか。

A. 同意書は必要ありません。また、事業対象者の診察、検査はあくまでも保険診療で行っていただくこととしております。

Q 8. この事業に関する情報は、どこから得ればよいですか。

A. 資料・様式等を、盛岡市・盛岡市医師会のホームページにて公開しております。掲載されていない点については、健康保険課業務係（019-626-7527）までお問い合わせください。なお、対応時間は平日 9 時から 15 時 30 分までです。

盛岡市 URL :

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/hokennennkin/kokuho/1039892.html>

盛岡市医師会 URL :

<https://morioka-med.or.jp/member/#renraku>